

令和6年12月10日

各排出事業者 様

一般財団法人広島県環境保全公社理事長

産業廃棄物等処分に関する委託基本契約書の変更について（通知）

平素から当公社の最終処分場をご利用いただき、感謝申し上げます。

さて、当公社の処分場で埋立処分することについて、貴社とは1年を期限とする基本契約書を締結しています。この基本契約書の第9条の規定で、次年度の処分依頼書提出があったときは契約継続の意思があるものとし、1年ごとに自動延長しているところです。

廃棄物の受入に当たっては、現在、受入廃棄物等の入力などを行う受入システムを稼働しているところですが、令和7年2月1日からこの受入システムを更新（以下「新システム」という。）する予定です。

新システムでは、受入した廃棄物等の重量の算定（処分量の算定）を変更することとしていますので、基本契約書に記載した処分量の算定の記載を変更する必要があります。

つきましては、新システムに対応した基本契約書に変更したいので、契約内容をご確認いただき異存がなければ、別添の契約書2部に押印、印紙を貼付・消印し、1部返送をお願いします。

《基本契約書の変更内容》

(処分量の算定)

変更後は、変更前のアンダーライン部分を修正

【変更前（現在）】	第4条 甲が処分場に搬入した廃棄物等の処分量は、乙の計量機により総重量及び空車重量を計測し、次の計算式により算定するものとする。 処分量＝総重量－空車重量 2 処分料金算定の基礎となる処分量は、前項の計算式に基づき廃棄物等の種類毎の処分量を月毎に集計したものとし、 <u>小数点以下のトン数の取扱いは、小数点以下第1位の値が5未満の場合は切り捨て、5以上の場合は切上げるものとする。</u> <u>（ただし、月毎の集計量が1トン未満の場合は全て切上げとする。）</u>
【変更後】	第4条 甲が処分場に搬入した廃棄物等の処分量は、乙の計量機により総重量及び空車重量を計測し、次の計算式により算定するものとする。 処分量＝総重量－空車重量 2 処分料金算定の基礎となる処分量は、前項の計算式に基づき一般廃棄物の種類毎の処分量を月毎に集計したものとする。